

令和元年（厚）第1069号

令和2年10月30日

主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）附則第8条の規定による高齢厚生年金（いわゆる特別支給の老齢厚生年金。以下「特老厚生年金」という。）の受給権者であった亡A（以下「A」という。）が死亡したので、その妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求したことに対し、厚生労働大臣が、請求人は厚年法第59条に規定する遺族とは認められないとして、遺族厚生年金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、Aが平成〇年〇月〇日に死亡したので、その妻であるとして、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- (2) 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、請求人は、Aの死亡当時において、Aによって生計を維持した厚年法第59条に規定する遺族とは認められないという理由により、遺族厚生年金を支給しない旨の処

分（原処分）をした。

- (3) 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨 (略)

理由

第1 問題点

- 1 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である特老厚生年金の受給権者が死亡した場合は、死亡した者（以下「適格死亡者」という。）の配偶者であって、適格死亡者の死亡当時、適格死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得（以下、上記の収入又は所得額を「基準額」という。）を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている（厚年法第58条第1項第4号及び第59条、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。))。
- 2 本件の場合、Aの死亡当時、Aが適格死亡者であったこと、及び、請求人が、Aと生計を同じくしていた者であったことについては、本件記録から明らかであり、この点について、当事者間の争いはないと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の2(2)記載の理由による原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、本件における具体的事実関係に照らして、Aの死亡当時において、請求人が、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものに該当しないと認められるかど

うか、ということである。

第2 事実の認定及び判断

1 本件記録によれば、次の各事実を認定することができる。

(1) ○○区長が証明する請求人に係る平成○年度市民税・○民税課税（非課税）証明書（平成○年○月○日付け）があり、それによれば、請求人に係る平成○年分の総所得金額は○○○万○○○円で、その内訳は配当所得○万○○○円及び給与所得○○○万○○○円とされ、給与支払金額は○○○万○○○円とされている。

(2) ○○区長が証明する請求人に係る令和○年度市民税・○民税課税（非課税）証明書（令和○年○月○日付け）があり、それによれば、請求人に係る平成○年分の総所得金額は○○○万○○○円で、その内訳は配当所得○万○○○円及び給与所得○○○万○○○円とされ、給与支払金額は○○○万○○○円とされている。

(3) 請求人の勤務先（a社）における給与決定通知書（平成○年○月○日付け）があり、請求人について、○年（平成○年）における基本給○○万○○○円、等級G○、ゾーン①が、○年（平成○年）において、それぞれ、基本給○○万○○○円、等級G○、ゾーン②となる旨が通知されている。

(4) 請求人の勤務先における年間個人別台帳（○年（平成○年）○月から同年○月まで）があり、月例給与に係る主な項目について、次表のとおり記載され、月例給与に係る総支給額の年間合計は○○○万○○○円、通勤手当に係る総支給額の年間合計は○○万○○○円と記載され、賞与については、平成○年○月○日に総支給額○○万○○○円（賞与○○万○○○円、○○○手当○○万円）、同年○月○日に総支給額○○○万○○○円（賞与○万○○○円、○○○手当○○万円）を支給した旨の記載があり、賞与に係る総支給額の年間合計は○○○万

○○○円と記載されている。そして、年末調整欄の年間所得合計には○○○万○○○円と記載されている。

	1月	2月	3月	4月
基本給	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円
○○手当	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円
○○手当	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円
通勤手当	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円
総支給額	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円
	5月	6月	7月	8月
基本給	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円
○○手当	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円
○○手当	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円
通勤手当	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円
総支給額	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円
	9月	10月	11月	12月
基本給	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円
○○手当	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円
○○手当	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円
通勤手当	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円
総支給額	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円	○○○,○○○円

(5) 請求人の勤務先における年間個人別台帳（○年（平成○年）○月から同年○月まで）があり、月例給与に係る主な項目について、次表のとおり記載され、月例給与に係る総支給額の年間合計は○○○万○○○円、通勤手当に係る総支給額の年間合計は○○万○○○円と記載され、賞与については、平成○年○月○日に総支給額○○万○○○円（賞与○○万○○○円、○○○手当○○万円）、同年○月○日に総支給額○○○万○○○円（賞与○万○○○円、○○○手当○○万円）を支給した旨の記載があり、賞与に係る総支給額の年間合計は○○○万○○○円と記載されている。そして、年末調整欄の年間所得合計には○○○万○○○円と記載されている。

	1月	2月	3月	4月
基本給	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円
みなし時間外勤務手当				〇〇,〇〇〇円
〇〇手当	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円
〇〇手当	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円	
通勤手当	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円
日割調整額			△〇〇,〇〇〇円	△〇〇,〇〇〇円
総支給額	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円
	5月	6月	7月	8月
基本給	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円
みなし時間外勤務手当	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円
〇〇手当	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円
〇〇手当				
通勤手当	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円
日割調整額				
総支給額	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円
	9月	10月	11月	12月
基本給	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	
みなし時間外勤務手当	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	
〇〇手当	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	
〇〇手当				
通勤手当	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	
日割調整額	△〇〇,〇〇〇円	△〇〇,〇〇〇円		
総支給額	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円	

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 保険者は、遺族厚生年金の受給要件たる生計維持関係の認定等について、本件通知を定めており、生計維持認定対象者について、生計同一要件及び収入要件を満たす場合に、適格死亡者と生計維持関係があるものと認定する（ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない。）とした上、収入要件については、受給権発生の日、すなわち、適格死亡者の死亡当時において、「次のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣

の定める金額（年額850万円）以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当するものとする。」と定め、次の①から④までの要件を列挙している。すなわち、① 前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入）が年額850万円未満であること、② 前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得）が年額655万5000円未満であること、③ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、上記①又は②に該当すること、④ 上記①、②又は③に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満又は所得が年額655万5000円未満となると認められること、のいずれかに該当することを必要としている。

- (2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らしてみると、本件記録によれば、Aの死亡当時において、請求人はa社に勤務する給与所得者であったところ、年間〇万円程度の配当所得はあるものの、Aが死亡した年の前年（平成〇年）及びその年（平成〇年）における請求人の所得及び収入の大半は、給与所得及び給与収入であったことが認められる。そして、本件通知によれば、生計維持関係に係る認定日は受給権発生の日（本件においては、Aの死亡日である平成〇年〇月〇日）とされ、収入要件は、受給権発生の日の属する年の前年（本件においては平成〇年）における生計維持認定対象者に係る収入及び所得によって、まず判断されることになっているところ、前記1(1)によれば、請求人に係る平成〇年の収入は給与支払金額のみで〇〇〇万〇〇〇円、同年の総所得金額は〇〇〇万〇〇〇円であるから、平成〇年に係る給与支払金額及び総所得金額をもって判断すると、請求人は、収入要

件の①及び②に該当しておらず、一時的な所得として除くべきものも見当たらないから、収入要件の③にも該当していないこととなる。しかしながら、前記1(2)によれば、請求人に係る平成〇年の総所得金額は〇〇〇万〇〇〇〇円、給与支払金額は〇〇〇万〇〇〇〇円とされ、いずれも平成〇年の額から大幅に減少し、基準額未満となっていることが認められるところ、この請求人の給与支払金額の減少を生じさせた事由によっては、収入要件の④に該当する余地があるといえるから、これについて検討する。

別紙1において、請求人は、「平成〇年〇月に会社ではちょうど管理職のチャンスを与えられたばかりでしたが、仕事に邁進してきたそれまでの生活とは一変し、私生活を守ることに大きく舵を切り替えました。会社では周囲の人に全てを任せ、管理職とは名ばかりな最低限の業務を遂行することで過ごしましたが、通信端末を通して指示判断は日々求められる為、心身共に疲弊する日々が続きました。年次の途中で管理職を外してもらった事も相談しましたが諸般の都合で叶わず、翌春平成〇年〇月には管理職を外してもらいました。その後2か月の休職も経て、復職して今日に至っています。いかなる理由があっても、入社以来の管理職任命を全く遂行できずに、自ら解いてもらいましたので、今後また就くことはあり得ません。」とし、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで管理職であった旨申し立てしているところ、前記1(3)ないし(5)によれば、本件記録中の請求人の勤務先における給与規程（以下、単に「給与規程」という。）第21条に規定される、管理監督者（管理・監督の地位にある者。以下同じ。）である〇〇マネージャー又は〇〇マネージャーの職位に就く者に対して支給される〇〇手当（請求人の場合、〇〇マネージャーとしての月額〇〇万〇〇〇〇円）が、

平成〇年は年間を通して支給されていたが、平成〇年〇月の支給をもって最後の支給となり、同月後支給されなくなり、代わって、給与規程第20条に規定される、管理監督者に対しては支給されないみなし時間外勤務手当（請求人の場合、等級G〇の月額〇万円）が同年〇月以降支給されていることが認められる。そうすると、上記各手当の支給状況からは、請求人は、少なくとも、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間、管理監督者の職位に就いていたが、Aが死亡する8か月以上前の同年〇月に同職位から退いたことが認められ、Aの死亡当時における請求人に係る給与支給額は、管理監督者の職位にあった平成〇年のものから大きな事情の変化があったと認められる。また、平成〇年〇月以降、基本給が月額〇〇万〇〇〇〇円から月額〇〇万〇〇〇〇円に増額され、同年〇月、同年〇月、同年〇月及び同年〇月にマイナスの日割調整額による給与支給額の調整があり、同年〇月は給与の支給がないことが認められる。そして、上記別紙1における請求人の申立て及び本件記録中の請求人が作成した平成〇年以降の収入見込みに関する申立書（平成〇年〇月〇日付け）によれば、請求人は平成〇年に休職をし、休職による給与の減額（約〇万円）があったとしており、これらマイナスの日割調整額や給与の不支給は、休職等による給与の減額を表すものであることがうかがえるところ、請求人は、休職後、復職をしているとのことであるから、Aの死亡当時における請求人とAとの生計維持関係を判断するにあたっては、一部期間について管理監督者としての給与支給額であり、休職による給与減額が反映した平成〇年の給与支給額をそのまま採用することはできないものの、Aの死亡当時において、請求人は、既に管理監督者の職位になく、基本給の昇給もあったのであるから、それらを

前提とした給与支給額により判断するべきであり、上記休職による給与の減額についても、一時的な事情によるものとして修正した給与支給額によって判断するのが相当であるといえる。したがって、請求人とAとの生計維持関係を判断するにあたって採用すべき請求人の年間給与支給額は、これら事情を修正反映し、平成〇年〇月の基本給の昇給を反映して、管理監督者の職位になく（〇〇手当〇〇万円に代えてみなし時間外勤務手当〇万円を使用）、休職による給与の減額がないものとして算定した修正年間給与支給額とするのが相当というべきである。そして、これを計算すると、修正年間給与支給額は〇〇〇万〇〇〇〇円（＝（基本給〇〇万〇〇〇〇円＋みなし時間外勤務手当〇万円＋〇〇手当〇万〇〇〇〇円）×12月＋平成〇年賞与総支給額〇〇〇万〇〇〇〇円）となる。これによれば、この修正年間給与支給額は、収入に係る基準額850万円を大きく下回ることが認められ、平成〇年に係る配当所得〇万〇〇〇〇円を加算しても、基準額を下回ることが認められる。

そうすると、請求人は、Aが死亡した年の前年である平成〇年の給与支払金額によれば、基準額を上回る収入額及び所得額を得ていたことが認められるものの、平成〇年後、Aの死亡の時までに生じた事情の変化を修正した修正年間給与支給額によれば基準額を下回る収入額となるのであるから、請求人は、Aの死亡当時において、前記収入要件の④に該当すると認めるべきであり、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当すると認めるのが相当である。

- (3) 以上によれば、請求人は、Aの死亡当時において、Aによって生計を維持した配偶者に該当し、請求人には、Aに係る遺族厚生年金が支給されるべきであり、これと異なる趣旨の原処分は、

妥当でないから、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。